

重点項目ごとの取組状況

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進（石綿、粉じん、騒音による健康障害防止対策）

2025年度までの主な取組

【石綿による健康障害防止対策】

- ①労働基準監督署における石綿障害予防規則等に基づく個別指導（通年）
- ②石綿対策に係る全国一斉パトロール（6、10月）
 - ・各労働基準監督署が鳥取県等の建設リサイクル法担当部局および環境部局と合同で実施
- ③工作物石綿事前調査者講習の義務化（1月）
 - ・建設業労働災害防止協会鳥取県支部による講習（1月）

【粉じんによる健康障害防止対策】

- ①労働基準監督署における第10次粉じん障害防止総合対策等に基づく個別指導（通年）
- ②労働衛生週間準備月間における労働衛生週間説明会を通じた周知啓発（9月）

【騒音障害防止対策】

- ①労働基準監督署における「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく個別指導（通年）
- ②労働衛生週間準備月間における労働衛生週間説明を通じた周知啓発（9月）

令和8年(2026年)1月1日以降工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事でも
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(昇電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の
改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は鳥取県労働安全衛生課までお問い合わせください。

石綿なし
石綿あり

県に建設物石綿含有率測定士の資格を
取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得
が必要になる場合があります。
詳細は講習をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。

ボイラー 圧力容器 プラント配管 中電設備
発電炉内 変電所内 発電所内 送電所内

有資格者による調査をせず工事を行うことは**違法行為**です!
また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生する
おそれがあります。

粉じん作業にかかわる事業者の皆さま

第10次 粉じん障害防止総合対策の 実施をお願いします



第10次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中略）

1. 呼吸用保護具の使用の徹底および適正な使用の推進
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. その他地域の実情に即した事項
 - ・アーク溶接作業や岩石等の切断等の作業
 - ・金属等の研削作業
 - ・岩石・鉱物のばり取り作業、鉱物等の破碎作業 など

粉じん障害によるじん肺とは

主に小さな土ほりや金属の粒などの粉じんを長年吸い込むことで、
肺の組織が線維化し、硬くなってしまおう病気で、根本的な治療がありません。
いったんじん肺にかかると正常な肺には戻らず、病気は進行します。
粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底し、じん肺にかからないように
予防することが重要です。

※本項目に係るアウトプット指標及びアウトカム指標の設定なし

鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画の目標に関する実績

【死亡災害全体】

計画の目標	2025年実績	目標値
第13次労働災害防止推進計画期間中と比較して15%以上減少する。	7人 2023~2025年：14人	(13次) 20人 → (14次) 17人以下

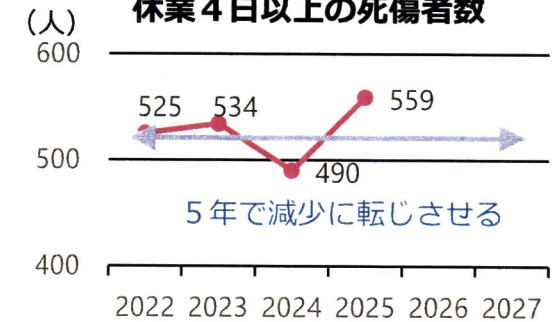
【死傷災害全体】

計画の目標	2025年（翌1月末）実績	目標値
増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。	559人	(2022年) 551人 → (2027年) 551人未満

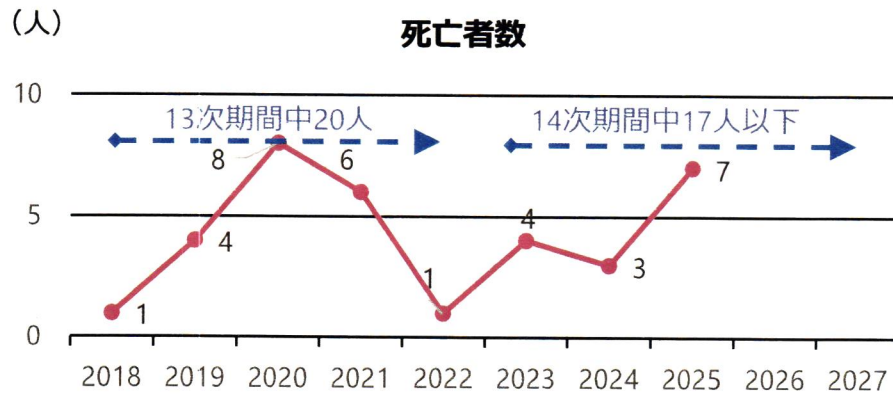
(参考) 令和7年(2025年)までの労働災害の発生状況

(翌1月末速報値による比較)

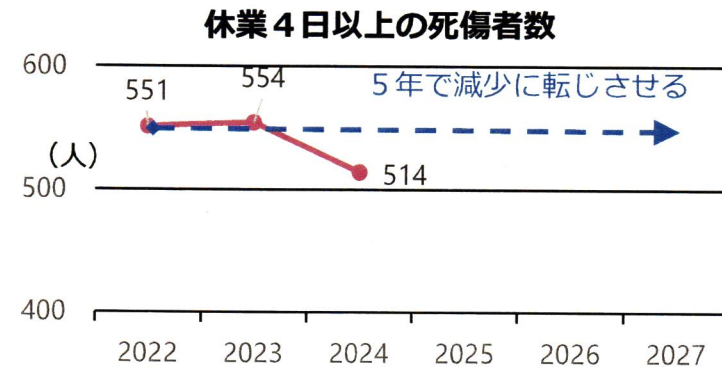
休業4日以上死傷者数



39



※ 上記の死亡者数及び休業4日以上死傷者数については、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いている。



今後の取組

- ➡死亡災害の6割を占める墜落転落災害、交通労働災害、はさまれ巻き込まれ災害防止対策の推進。
リーフレット「死亡災害が増加しています！」の活用

第20回労働災害防止部会における主な意見

労働災害防止対策全般

- 高齢労働者や第三次産業における労働災害が増加している現状を踏まえた取組が求められる。
- 事業場が労働災害防止対策に取り組むに当たっては、単なる指導だけではなく、国からの補助等の支援の拡充も必要ではないか。

行動災害、第三次産業の労働災害防止対策

- 最新の状況では、転倒災害の平均休業見込日数は、鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画のアウトカム指標（目標：30日以内）であるところ、37.5日となっているが、これを達成するための方策を検討いただきたい。
- 第三次産業の事業場は災害が増えているが、事業場の労働災害防止への意識が低いことも要因の一つと思われる。労働災害防止による事業場のメリットという視点からも取組の重要性を指導すべきである。
- 第三次産業では、建設業や製造業といった他産業における対策も参考にしながら労働災害防止に向けて進めていく必要がある。

40

メンタルヘルス対策

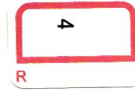
- 50名未満の事業場のストレスチェック実施が今後義務になるが、小規模事業場のみでは実施が中々難しい場合もあるため、一層の国の支援が必要である。
- 最近の若年労働者にメンタルヘルス上の問題があることが散見されるので、一層のメンタルヘルス対策に取り組んでほしい。

その他

- 鳥取県内における労働災害発生状況を見ると、西部（米子監督署管内）で発生したものが半分程度占めているが、その原因を検証すべきである。
- 事業者には労働局が実施する自主点検で取組状況を確認しているが、労働者側の理解度についても確認し、今後の計画の推進に生かすべきである。
- 労使で取組を進める中、使用者が労働者に労働災害防止の取組を強いている面もあり、それによって業績等が低下する場合でもその影響は事業主が受容する覚悟も必要ではないか。

令和7年度 鳥取労働局の 行政運営状況について

令和8年(2026年) 3月11日
鳥取地方労働審議会資料



☆	令和7年度の主な動き	1
I	多様な人材の活躍と人材確保支援	
1	人材確保支援	2
2	リ・スキリングによる能力向上支援	4
3	女性の活躍推進	5
4	新規学卒者等への就職支援	6
5	障害者の就労促進	7
6	高齢者の就労・就業機会の確保	8
7	中高年層の活躍支援	9
II	誰もが働きやすい職場環境づくり	
1	最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援	10
2	長時間労働の抑制	12
3	労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	13
4	仕事と育児・介護の両立支援	15
5	非正規雇用労働者への支援	16
6	総合的ハラスメント防止対策の推進	17
7	働き方改革への取組支援抑制	18

令和7年度 鳥取労働局の取組み

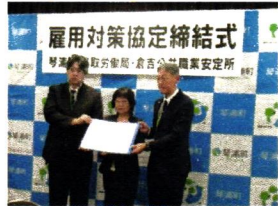
4月

- 審議会での議論を経て「令和7年度鳥取労働局行政運営方針」を策定、発表（4月11日）
- 同方針に基づき、監督署長・安定所長会議（4月25日）等で山下局長から取組の指示
- 雇用管理が優れている優良企業として、こおげ建設（株）にえるぼし認定（5月14日）以後、2月末まで県内優良企業17社を認定し、県内に情報発信
- 「stop！熱中症クールワークキャンペーン」に合わせて、「職場の熱中症予防対策」研修会を開催（5月16日、20日）



やまこう建設（株）への
ユースエール認定 11/17

5月



雇用対策協定締結式
琴浦町との雇用対策協定
11/26



ベストプラクティス企業
（三朝館）訪問 11/26

6月

- 県内企業約100社が参加してその魅力を発信する「とっとり就職フェア2025・6月」（合同企業説明会）を開催（6月10日、12日）
- 全国安全週間準備月間に合わせて、山下局長による安全パトロール（6月17日）
- 県内の高校生に県内優良企業を紹介する「新規高卒求人事業所説明会」を開催（7月23日、24日、25日）
- 鳥取働き方改革推進会議を開催し、参加した県内関係者や団体で今後の県内における働き方改革の方向性を議論（7月28日）



境港市初となる三光
（株）へのくるみん
認定 2/10

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

- 労働災害の防止を啓発する「鳥取県産業安全衛生大会」を開催（10月28日）
- 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11月21日）
- 琴浦町との雇用対策協定を締結（11月26日）
- ベストプラクティス企業（三朝館）訪問（11月26日）

- 令和7年度鳥取県最低賃金の答申（8月8日）、10月4日から適用
- 「とっとり就職フェア2025・8月」（合同企業説明会）を開催（8月25日、27日）
- 県内の障害者雇用の更なる推進に向け、4団体へ障害者雇用に関する要請（9月2日）
- 男性の育児休業取得等を支援する「共働き・子育て支援セミナー」を開催（9月4日）

- 「ゼロ災55無災害運動」局長建設現場パトロールの実施（12月12日）
- 第49回鳥取地方労働審議会（12月16日）
- 第17回家内労働部会の開催（12月19日）
- 鳥取労働局安全衛生労使専門家会議の開催（1月27日）



ゼロ災55局長建設現場
パトロールこおげ建設
株式会社施工現場 12/12



鳥取県版
政労使会議
2/2

- 鳥取県版政労使会議（2月2日）
- 第20回労働災害防止部会の開催（2月24日）
- 第50回鳥取地方労働審議会（3月11日）

I - 1 (ア) 人材確保支援

I 多様な人材の活躍と 人材確保支援

資料
No. 5

主な取組内容

(1) ハローワークの「就職支援サービスコーナー」を中心とした関係団体等と連携した 人材確保支援

- ① 「就職支援サービスコーナー」（鳥取所・米子所）を中心にハローワーク全所による人材不足分野（※）の求人充足に向けた支援（※）介護、看護、保育、建設、警備、運輸分野
- ② 求職者担当者制によるきめ細やかな就職支援の実施
- ③ 鳥取県ナースセンター及び福祉人材センターのハローワークでの移動相談会を実施
- ④ 事業所説明会・見学会、合同就職面接会及び求人者・求職者向けセミナーの開催によるマッチングの促進

取組状況

(1) ハローワークの「就職支援サービスコーナー」を中心とした関係団体等と連携した人材確保支援

〔令和7年12月末現在〕

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①② 人材不足分野の就職件数 | 実績 1,810件 |
| | (前年同期 1,793件) |
| | 〔令和7年度目標 2,428件〕 |
| ③ 鳥取県ナースセンターによる移動相談会 | 45回 |
| 福祉人材センターによる移動相談会 | 27回 |
| ④ 人材不足分野事業所合同説明会・面接会 | 36回 |
| | 〔うち、業界団体との連携開催 5回〕 |
| 人材不足分野事業所見学会 | 4回 |
| | 〔うち、業界団体との連携開催 2回〕 |
| 求人者・求職者向け人材不足分野紹介セミナー | 22回 |
| | 〔うち、業界団体との連携開催 8回〕 |

主な取組内容

- ⑤ 医療・介護・保育分野における集中的な充足対策の実施
- ⑥ 人材確保対策推進協議会を開催して、関係団体等のネットワークを構築し、人材確保・定着に係る取組を推進

(2) 事業主等による雇用管理改善の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や雇用管理改善等コンサルタントの周知、活用促進

- ① 雇用管理改善等コンサルタントの活用による求人充足と雇用管理改善の一体的実施

今後の方向性

- 引き続き「就職支援サービスコーナー」を中心に、求人者・求職者双方に対する担当者制を強化するとともに、有資格者等を積極的に就職支援サービスコーナーの支援対象者とする事で支援対象求人とのマッチング効果を高めるよう、取組を推進する。
- 雇用管理改善等コンサルタントの活用による求人充足と雇用管理改善の支援強化を図る。
- 人手不足分野における支援機関・業界団体や事業所への積極的な訪問を通じた求人充足支援の強化。

取組状況

- ⑤ 医療分野（6月～8月）
支援対象事業所数 11社
（訪問件数11社、求人数73人、充足数20人）
- 介護分野（9月～11月）
支援対象事業所数 22社
（訪問件数22社、求人数315人、充足数34人）
- 保育分野（12月～2月）
支援対象事業所数 7社
（訪問件数7社）※取組期間中
医療機関（看護師・看護補助者）合同事業所
説明会（ハローワーク鳥取・鳥取市主催）
参加事業所 5社 参加者 44名
参加事業所への就職 8名
（看護師 5名 看護補助者 3名）

【令和7年12月末現在】

- (2) 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） 計画認定 3件
雇用管理改善等コンサルタント活用 実績 5件

I-2 リ・スキリングによる能力向上支援

I 多様な人材の活躍と 人材確保支援

資料
No. 7

主な取組内容

(1) 地域のニーズに対応したハロートレーニングの活用による求職者の能力向上

- ① 労働局・ハローワークホームページへの訓練募集情報の掲載や自治体広報誌による周知・広報
- ② 訓練実施機関によるハローワークでの職員向け及び求職者向け訓練説明会の開催
- ③ ジョブ・カードを活用した訓練実施機関と連携した就職支援の実施
- ④ リ・スキリングに関する専門コーナーをハローワークに設置し、キャリア形成・リ・スキリング支援センターと連携した労働者のリ・スキリング支援の実施

(2) 人材開発支援助成金の積極的な活用勧奨、適正かつ迅速な支給

- ① 労働局ホームページへの掲載や事業主団体等が主催の説明会に参加する等による周知・広報
- ② 人材開発支援助成金の活用促進
- ③ 雇用関係助成金の適正かつ迅速な支給決定の実施

(3) 教育訓練給付等による労働者個人の支援の促進

今後の方向性

- ハロートレーニングの応募倍率・就職率の分析（「鳥取県地域職業能力開発促進協議会」において実施）を踏まえ、訓練コースの周知・受講勧奨等を見直すとともに、地域ニーズに沿った効果的な訓練コースの設定を行い、必要とされる人材の育成を推進する。
- 教育訓練休暇給付金及びリ・スキリング等教育訓練支援融資の周知を行う。
- ハロートレーニングについて、引き続きデジタルサイネージを活用するなどの効果的な周知を実施。
- 引き続き、雇用関係助成金の効果的な周知を図るとともに、適正かつ迅速な支給決定の実施。

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

(1) ハロートレーニング（公共職業訓練、求職者支援訓練）実績

・ 受講者数	令和7年度	756人
	（前年同期）	883人
・ 就職率	令和6年度	77.7%
	（前年度）	75.7%
・ 訓練修了3か月後の就職率		76.5%
	[令和7年度目標]	74.6%

〔令和7年11月末現在〕

・ ジョブ・カード作成者数	令和7年度	1,207人
	（前年同期）	1,299人

(2) 人材開発支援助成金支給決定状況

〔令和7年12月末現在〕

・ 人材育成支援コース	211件
	（前年同期 203件）
・ 人への投資促進コース	13件
	（前年同期 0件）
・ 事業展開等リ・スキリング支援コース	76件
	（前年同期 60件）

(3) 教育訓練給付	539件
	（前年同期 504件）



I - 3 女性の活躍推進

I 多様な人材の活躍と 人材確保支援

資料
No.

主な取組内容

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行状況の確認及び男女の賃金差異の要因分析と雇用管理の改善のための支援

- ① 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出状況や行動計画の進捗状況を確認し、取組に係るアドバイスや情報提供等の支援の実施
- ② 男女雇用機会均等法に沿った男女の均等取扱いについて企業指導
- ③ 女性活躍推進法の改正（令和8年4月1日施行）により、情報公表項目の拡大の対象となる101人以上企業に対して改正事項の周知。
- ④ 男女の賃金差異の要因分析と雇用管理の改善等、情報公表を契機とした取組を促進

(2) 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定についての周知と取得促進

- ① 一般事業主行動計画の終期を迎える企業に対し、次期行動計画の策定届出等を要請するとともに、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定の資料を送付し、周知
- ② ハローワークが開催する新卒者向け説明会において、認定企業のブース等に認定マークを掲示し、企業及び求職者に周知
- ③ 認定取得意欲のある企業への相談対応及び助言等による伴走支援

(3) 女性活躍推進企業データベースの活用勧奨

「女性活躍推進企業データベース」において行動計画及び女性活躍に関する情報を公表するよう勧奨。併せて、大学の講義において、学生に就職活動へのデータベースの活用について周知

(4) 子育て中の女性等に対する就職支援

- ① ハローワークの専門窓口によるきめ細やかな就職
- ② 支援及び地域の子育て支援拠点や関係機関との連携による支援の実施

今後の方向性

- 義務対象の101人以上企業に対して女性活躍推進法の履行確保を図る。努力義務の100人以下企業に対しては、個別訪問等の機会をとらえて、民間企業における女性活躍促進事業（女性活躍のアドバイザーの派遣等による伴走的支援事業）等の支援制度の活用により、行動計画の策定を促す。
- 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定について、引き続き積極的に周知し、認定企業の増加に取り組む。（令和8年2～3月に説明会を開催）

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

- (1) ① 一般事業主行動計画策定届の提出状況
301人以上 49社〔届出率100%〕
101人～300人 180社〔届出率100%〕
100人以下 60社
 - ② 均等法指導件数 23件
 - ③ 義務対象企業における
男女の賃金差異公表率 100%
- 〔令和8年1月末現在〕
- (2) 女性活躍推進法に基づく認定企業
・プラチナえるぼし認定企業 1社（医療・福祉）
・令和7年度えるぼし認定企業 4社※前年比2倍
〔県内えるぼし認定企業数 16社〕
 - (3) 女性活躍推進企業データベースの登録企業数
225社（昨年からの増加数 30社）
 - (4) 重点支援対象者の就職率 目標 96.9%
実績 96.1%

女性の活躍推進企業 データベース

働く場所は、
わたしが見つかる。

女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性の活躍状況に関する
情報・行動計画を公表しています。

企業情報を見る

女性の活躍推進企業データベースは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（行動計画）と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、

「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう！



I - 4 新規学卒者等への就職支援

I 多様な人材の活躍と 人材確保支援

資料
No. 8

主な取組内容

(1) 新卒応援ハローワークを中心とした積極的な就職支援の実施

- ① 各ハローワークの就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援の実施
- ② 大学等への出張相談、オンラインを活用した就職支援
- ③ 新規高等学校卒業予定者の県内就職促進に係る経済団体への要請
経済4団体への要請（知事、労働局長、県教育長）
- ④ 事業所説明会、就職面接会等の実施
 - i とっとり就職フェア（6月、8月）
 - ii とっとり合同企業説明会（大学等）（11月）
 - iii 新規高卒求人事業所説明会（7月、10月）
 - iv 高校1・2年生対象地元企業魅力発見会（10月）

(2) わかもの支援コーナー・窓口を中心とした正社員就職を希望する若者への積極的な就職支援の実施

- ① 各ハローワークの就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援の実施
- ② キャリア支援ツールを活用した自己理解・仕事理解促進の取り組み
- ③ 就職活動に必要な各種セミナーの開催
- ④ ユースエール認定企業に対するイベント等における重点的支援

取組状況

〔令和7年12月末現在〕

- ・ 高校、大学等の就職内定率

高校	95.1%	（前年同月	93.1%）
大学等	85.3%	（前年同月	87.5%）
- ・ オンライン相談
大学生を中心に 94件実施
- ・ 出張相談
44回、124件実施
- ・ 就職フェア

6月	212社、	185名参加
8月	212社、	78名参加
- ・ 新規高卒求人事業所説明会

7月	198社、	513名参加
10月	66社、	8名参加
- ・ 高校1・2年生対象地元企業魅力発見会
10月 81社、179名参加
- ・ とっとり合同企業説明会
11月 86社、61名参加
- ・ わかもの支援コーナー主催 就職支援セミナー
8回、62名参加

今後の方向性

- 新卒者等への支援については、高水準の内定率が見込まれ、一方で県内企業の新規学卒者の確保が課題となる中、ミスマッチによる早期離職防止や県内企業の魅力発信の観点から、引き続き、詳細な求人情報の把握・提供（企業の福利厚生や社員の声など）・求職者担当制によるきめ細かい就職支援を重点的に実施する。
- わかもの支援コーナー等を中心とした若者支援については、コーナー設置の有無を問わず局内全所で取組み、支援対象者が有する課題や希望に応じ、担当者制による一貫した支援を実施する。

主な取組内容

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援

- ① 障害者職業センター等の関係機関と連携したチーム支援の推進
- ② 障害者雇用ゼロ企業を中心としたハローワーク幹部による障害者雇用訪問指導の実施及び経済4団体への障害者雇用の推進に係る要請

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- ① ハローワークに配置する精神・発達障害者雇用サポーター及び難病患者就職サポーターによる適切な就労支援の実施
- ② とっとり障がい者仕事サポーター養成講座の開催による障害者の働きやすい環境づくりの推進

(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

- ① 法定雇用率の達成に向けた指導・援助
- ② 障害者職業生活相談員資格認定講習会の受講勧奨

今後の方向性

- 引き続き、障害の種別や程度に応じた就労支援を実施。
- 法定雇用率の段階的引上げ等に向けた効果的な周知の実施。障害者雇用に関する事業所の理解を高めるため、引き続き事業所向けセミナーを開催予定。
- 障害者雇用ゼロ企業等に対し、関係機関との連携により、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援をきめ細かく行う企業向けチーム支援を実施。
- 就労支援事業所等からの雇用への移行推進。

取組状況

〔令和7年9月末現在〕

- (1)
 - ① チーム支援対象者数 338人(前年同期 256人)
 - ② 訪問指導件数 367件(前年同期 263件)
〔うちゼロ企業 180件(前年同期 150件)〕

〔令和7年12月末現在〕

- (2)
 - ① 精神・発達障害者雇用サポーター
支援件数 4,203件(前年同期 3,609件)
難病患者就職サポーター〔令和7年9月末現在〕
支援件数 381件(前年同期 364件)
 - ② 障がい者仕事サポーター養成講座(集合講座)
第1回 7/10 オンライン 100人参加
第2回 12/2 オンライン 82人参加
第3回 2月(予定)

- (3)
 - ① 局幹部による訪問指導 4市町村

- ・ 令和7年12月末現在 [7年度目標885件]
障害者の就職件数727件(前年同期689件)
- ・ 令和6年度 就職率60.3%(全国平均43.1%)
- ・ 令和7年6月1日における雇用率達成企業割合
57.6%(全国平均46.0%)
(鳥取県の実雇用率2.62%)

I - 6 高齢者の就労・就業機会の確保

I 多様な人材の活躍と 人材確保支援

資料
No. -

主な取組内容

(1) 70歳までの就業機会の確保等や処遇改善を行う企業への支援

高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部の70歳雇用推進プランナーと連携した事業主への支援

「高年齢者雇用推進セミナー-inとっとり」の開催（同機構と共催 10月25日鳥取）

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口を通じたマッチング支援

① 生涯現役支援窓口（※）をハローワーク鳥取所・米子所に設置

（※）概ね60歳以上の高年齢者の就労を支援する専門窓口

② 求職者担当者制による職業生活設計を含めた援助や職業相談の実施

③ 経験豊富なシニア世代の採用に意欲的な企業に対する求人開拓の実施

(3) 地域の関係者と連携した多様な就業機会の確保・情報提供等

シルバー人材センターが実施する職場体験、技能講習等に、ハローワークから高齢求職者を誘導し、多様な就業機会を提供

取組状況

〔令和7年12月末現在〕

(1) 70歳雇用推進プランナー事業所訪問件数
115件
(前年同期119件)

(2) 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率
82.9%
[令和7年度目標 87.0%]

〔令和7年12月末現在〕

(3) 職場体験 2回 13人
技能講習 14回 148人

今後の方向性

- 高年齢者のニーズに合った求人の確保と応募にあたっての求職者支援等を強化する。
- 職業経験の振り返りと自己分析（キャリアの棚卸）に重点を置いた職業相談の充実を図る。
- 引き続き、関係機関（高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部など）・自治体等との連携により、働く意欲のある高齢者が能力を十分に発揮できるよう、環境整備を図る。
- 職業相談の中で健康面に不安を抱える求職者も一定数あり、自治体と連携しながら認知症サポーター養成講座への受講促進を行う。（認知症サポーター養成講座参加者数76人）



主な取組内容

(1) 就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

- ① 中高年齢層専門窓口を中心に、職業相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の実施
- ② 支援対象者の課題に応じた各専門支援窓口との連携によるチーム支援の実施
- ③ 中高年齢層限定・歓迎求人確保と充足率向上等の取組を実施

(2) 特定求職者雇用開発助成金(中高年齢層安定雇用支援コース)の活用による雇入れ支援

正社員経験が少ない中高年齢層の失業者等を正規雇用労働者として雇い入れた企業に対して、特定求職者雇用開発助成金の活用を促すことで、企業の雇入れを支援

(3) 「とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」を通じた周知・広報と支援の推進

今後の方向性

- 35歳からの就職サポートコーナーにおける伴走型支援や各窓口と連携したチーム支援の継続実施。
- 特開金（中高年齢層安定雇用実現コース）の効果的活用による就職の促進。
- とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画に基づく、ゴールを見据えた効果的な支援を、各関係機関（構成員）の連携により積極的に実施。



あきらめなくて大丈夫。
あなたに本気の
支援があります



中高年の活躍支援

あなたにあったサポートが見つかる。

詳しい支援内容は
こちら

取組状況

【令和7年12月末現在】

(1) 正社員就職件数	765件
[令和7年度目標]	813件
限定・歓迎求人件数	限定 6件
	歓迎 303件

【令和7年12月末現在】

(2) 支給決定件数	46件
(3)・とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会の設置及び第1回会議の開催（8/25）	
・「とっとり協議会を活用した支援」（委託事業）による支援セミナー・企業説明会等の開催及び機運の醸成	
事業所向けセミナー	
→ 9/30(オンライン)	3社参加
求職者向けセミナー	
→ 11/25、11/27	7名参加
企業説明・相談会	
→ 12/17、12/19	事業所 7社 求職者 11名参加

詳しくは、こちらをご覧ください。→

TEL : 0857-29-1707



Ⅱ - 1 (ア) 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

Ⅱ 誰もが働きやすい職場
環境づくり

資料
No. -

主な取組内容

(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

- ① 業務改善助成金等の周知・活用促進
 - ・ 県との連携により、「賃上げ」支援助成金パッケージ（労働局）並びに継続的賃上げ、生産性向上支援補助金（県）を広く全県下に周知
 - ・ 労働局主催の説明会を開催（WEB）
 - ・ 新聞や広報誌への掲載
- ② 働き方改革サポートオフィスによりワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を実施

取組状況

(1)

【令和8年1月末現在】

- ・ 業務改善助成金と県の補助金の広報用チラシを作成し、日本海新聞の折り込みチラシとして14万部を配布（9/5紙）
- ・ ハローワークへの求人提出事業場のうち、改定後最低賃金を下回る事業場(812事業場)に対して、県と連名により、案内文書を発送(9/4 郵送)
- ・ 市町村、事業主団体、申請の多い業種団体へ協力依頼実施 32団体
- ・ 本年度は局長が県内全市町村を訪問し、首長に対して、最低賃金と支援策の周知の協力を依頼

【令和7年12月末現在】

- ・ 説明会 開催回数 5回

【令和7年12月末現在】

- ・ 業務改善助成金の申請件数 182件
(前年同期 204件)

【 業務改善助成金の申請事例 】

業務内容	導入設備	期待する効果
飲食店	冷凍冷蔵庫	大型の冷凍冷蔵庫導入により、具材を多くストックできるようになった。提供できるメニューの数を増やすことができ、売り上げ増につながった。
製造業	2本縫い総合送り水平大釜 自動糸切りマシン	医療用コルセット製造にあたり、既存のマシンでは頻繁に縫い直しが発生していたが縫い直しが無くなり、また、作業スピードも向上した。

Ⅱ - 1 (イ) 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

Ⅱ 誰もが働きやすい職場環境づくり

資料
No.

主な取組内容

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- ① 鳥取地方最低賃金審議会の円滑な運営
 - ・ 県内の経済活動及び実情を踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう審議会の円滑な運営を図る
- ② 最低賃金額の改正等の使用者、労働者等への周知徹底
 - ・ 県、市町村及び関係団体等の協力を得て、使用者・労働者に対して周知徹底を図る
- ③ 最低賃金の履行確保上問題がある業種等への重点的な監督指導の実施
 - ・ 過去の指導状況等から、賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる業種の事業場を対象とし効果的な最低賃金の履行確保の監督指導を実施

(3) 企業の賃金引上げへの支援

- ① 監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額を示した資料や各種支援策の資料及び広く情報を掲載した「賃金引上げ特設ページ」(Web版)の案内資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援を実施
- ② 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」(11月)において事業主団体に対して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁のための取組について要請を実施。
- ③ 政労使が一体となって賃上げに向けて機運醸成を図り、鳥取県における賃金引上げに向けた環境整備を一層進めていくため、県内の政労使のトップが意見交換を行う「鳥取県版政労使会議」を開催。共同宣言を採択し、連携して取組を進めていくことを確認。(令和8年2月2日)

今後の方向性

- 引き続き、改正最低賃金額の周知徹底及び企業の賃金引上げへの支援を実施。
- 政労使が一体となり、円滑な価格転嫁と生産性の向上等持続的な賃金引上げに向けた取組を進める。

取組状況

- (2)① i 鳥取県最低賃金(10月4日発効)
 - 専門部会の金額審議 7回
 - ii 特定(産業別)最低賃金
 - 2種類とも改正することが必要ないと議決
 - ② i 全ての市町村を訪問し、周知用ポスター及びリーフレットを手交の上、改正された最低賃金額の広報誌等への掲載による周知を依頼
 - 本年度は、局長が県内全市町村を訪問し、首長に対して、最低賃金と支援策の周知の協力を依頼(再掲)
 - ii 国の出先機関、県の出先機関等、労使関係団体、教育機関及び公共性の高い施設等に対して、周知用ポスター及びリーフレットを郵送(一部持参)の上、掲示等による周知を依頼
 - ③ 監督件数(令和8年1月末現在) 89事業場
- (3) 賃金引上げに関する要請書等の交付件数(令和8年1月末現在) 707件

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	1,030円	令和7年10月4日

特定(産業別)最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金		*令和7年10月4日から「鳥取県最低賃金1,030円」が適用(令和7年度は改正なし)
鳥取県各種商品小売業最低賃金		

Ⅱ - 2 長時間労働の抑制

Ⅱ 誰もが働きやすい職場 環境づくり

資料
No.

主な取組内容

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

- ① 時間外・休日労働時間が80時間超／月を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導
- ② 長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた気運の醸成
 - i 働き方改革に積極的に取組む企業（ベストプラクティス企業）との意見交換（11月）
 - ii 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11月）
 - iii 労使団体等への要請行動（11月）

(2) 令和6年度から時間外・休日労働の上限が適用された建設業、自動車運転者、医師等の時間外・休日労働時間の短縮等に向けた支援の実施

- ① 労働時間相談・支援班による訪問支援等の実施
- ② 関係団体等との連携による労働時間等説明会の実施
- ③ 監督署から、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努める等の配慮を要請

(3) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

- ① 労使団体への要請及び周知ポスター・リーフレットの関係団体等への配布
- ② 鳥取版年次有給休暇取得促進周知リーフレットの作成・配布
- ③ 職員・コンサルタントによる個別企業訪問等による働きかけ

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

- (1)① 248事業場に監督指導
(うち195事業場(78.6%)で法令違反)
※主な違反:36協定超、割増賃金不払
- ② i 三朝館（旅館業）との意見交換(11/26)
ii 米子市にて開催(11/21)
iii 労使団体等計9団体に実施（11月）
- (2)① 訪問支援 106事業場
② 医療保険業 6回、建設業 6回
(道路旅客・貨物運送業に対しては個別訪問を実施： 92事業場)
- ③ 要請実施 86事業場
- (3)①・団体要請 6団体 × 4回
・夏季及び年次有給休暇取得促進期間(10月)
・鳥取働き方改革推進キャンペーン（11月）
- ② 11月4日と21日を年次有給休暇取得推奨デーとし、連続休暇の取得を働きかける鳥取版リーフレットを作成
- ③ 企業訪問 45社

今後の方向性

- 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導。
- 時間外・休日労働の上限が適用される建設業、自動車運転者、医師等の時間外・休日労働時間の短縮等に向けた各種支援策の案内及び個別支援等の実施。
- 年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えて集中的な周知広報を実施するとともに、中小企業への個別訪問等により、時間単位の年次有給休暇制度の導入等、年次有給休暇の取得促進を働きかけ。



Ⅱ - 3 (ア) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

Ⅱ 誰もが働きやすい職場環境づくり

資料
No. 11

主な取組内容

(1) 第14次労働災害防止推進計画（以下、「14次防」）に基づく労働災害防止対策の推進

- ① 事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発
様々な機会を通じた安全衛生に係る施策の積極的な周知等
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
+safe協議会の開催、転倒災害防止対策の推進、ゼロ災55無災害運動の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知啓発、改正労働安全衛生法による努力義務化の周知
- ④ 業種別の労働災害防止対策の推進
 - i 陸上貨物運送事業について、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知啓発及び関係機関との連携
 - ii 建設業について、一側足場の使用範囲の明確化、足場点検の確実な実施等、改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落・転落災害防止対策の徹底及び関係機関との連携
 - iii 製造業について、「はさまれ・巻き込まれ」等による機械災害防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメントの確実な指導の実施
 - iv 林業について、「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置の徹底及び関係機関との協力による合同パトロール等の取組の促進
- ⑤ 健康障害防止対策の推進
 - i 近年多発する職場における熱中症の重篤化を防止するため、令和7年6月1日に施行された熱中症対策について、指導啓発等の取組の推進
 - ii 令和8年4月から約2,900物質が新たな化学物質規制の対象となり、対策を講ずべき事業場の範囲が大幅に拡大されることから、化学物質管理活動の定着を図る。

取組状況

- (1) 14次防に基づく労働災害防止対策の推進
 - ① 安全パトロール等による周知啓発
 - ・労働局長によるゼロ災55パトロール（12月）
 - ・鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議パトロール（12月）
 - ・鳥取県林業災害防止連絡協議会による林業安全パトロール（11月）
 - ②③ **局の主な取組**
 - ・労働災害多発業種を対象とした「労働災害防止のためのリスクアセスメント」講習会（12、2月）
 - ・鳥取労働局安全衛生専門家会議（1月）
 - ・冬場の転倒災害防止対策の推進（11月～）
 - 監督署の主な取組**【令和8年1月末現在】
 - ・集団指導の開催（26回）
 - ・個別指導の実施（336事業場）
 - ④⑤ **局の主な取組**
 - ・鳥取県ビルメンテナンス協会安全衛生大会（11月）
 - ・化学物質管理セミナー（2月）
 - ・鳥取県林業安全大会（3月）
 - 監督署の主な取組**【令和8年1月末現在】
 - ・業種別集団指導の実施（建設24回、製造3回、3次産業3回、港湾1回等）
 - ・個別指導の実施（陸上貨物運送事業18事業場、建設業46事業場、製造業101事業場、林業8事業場、熱中症対策174事業場）

Ⅱ－3 (イ) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

Ⅱ 誰もが働きやすい職場環境づくり

資料
No. -

主な取組内容

(2) メンタルヘルス対策及び産業保健活動の推進

- ① ストレスチェックの実施を含む健康確保対策の推進
 - i 鳥取産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター※を通じた事業場に対する支援（メンタルヘルス対策等の個別訪問支援、長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導等）
- ※ 労働者数50人未満の小規模事業場の事業者と労働者を対象
- ii 改正労働安全衛生法に基づく労働者数50人未満の事業場のストレスチェックの義務化の周知
- ② 鳥取産業保健総合支援センターほか関係機関と連携したセミナー等の開催
 - i 各種セミナー等
 - ii 産業医研修会（鳥取県医師会主催）
 - iii 熱中症に関する研修会
- ③ 鳥取県地域両立支援推進チーム等を通じた、治療と仕事の両立支援に関する取組の推進「鳥取県地域両立支援推進チーム会議」（8月）の開催

今後の方向性

- 第14次防3年目の結果を踏まえたアウトプット指標、アウトカム指標の達成に向けた取組と改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向けた取組の推進
- ① 死亡災害の6割を占める墜落転落災害、はさまれ巻き込まれ災害、交通労働災害の防止
- ② 転倒防止対策を始めとする高年齢労働者対策の取組の推進
- ③ 外国人労働者に対する分かりやすい安全衛生教育の推進
- ④ 陸上貨物運送事業における墜落転落災害、製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の防止
- ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑥ ストレスチェックを始めとするメンタルヘルス対策の推進
- ⑦ 鳥取産業保健総合支援センターと連携した熱中症対策の取組の推進

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

- (2)メンタルヘルス対策及び産業保健活動の推進
 - ① 監督署による個別指導の実施（336事業場）
 - i 鳥取産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用勧奨
 - ii リーフレット「ストレスチェックの導入には産保センターをご利用ください」「メンタルヘルス対策に取り組みましょう」にてメンタルヘルス対策支援利用勧奨
 - ② セミナー等の開催
 - i 各種セミナー等 （10回、414人参加）
 - ii 産業医研修会 （3回、279人参加）
 - iii 熱中症に関する研修会（3回、82人参加）
（熱中症関連 5/16、6/3 NHKテレビ報道）
 - ③ 治療と仕事の両立支援に関する取組の推進
両立支援チームのリーフレット更新による周知啓発



12月12日 ゼロ災55局長建設現場
パトロール（安全対策）

主な取組内容

(1) 改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行状況の確認

- ① 改正育児・介護休業法の周知及び規定整備や運用状況等について企業指導
- ② 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出について企業指導
- ③ 育児休業取得率の公表等について企業指導
- ④ 労使からの育児・介護休業等に関する相談に対応

(2) 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- ① 「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」等の制度の周知
- ② 鳥取県と共催で「共働き・子育てセミナー」を開催し、男性の育児休業を要件とした助成金や産後パパ育休等の周知
- ③ 「くるみん」「プラチナくるみん」「くるみんプラス」認定についての周知と取得促進
- ④ 育児休業を取得しやすい雇用環境整備を実施した事業主に対する両立支援等助成金の活用促進

(3) 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- ① 介護休業を取得・職場復帰させた事業主に対する両立支援等助成金の活用促進
- ② 介護離職防止のための措置（両立支援のための制度の個別周知、利用の意向確認等）の周知及び企業指導

今後の方向性

- 改正育児・介護休業法に沿った規定の整備や休業制度の運用状況について、自主点検票の活用により、効率的に企業指導の実施を行う。
- 改正次世代育成支援対策推進法の周知に合わせて「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」について周知、認定取得に向けた働きかけを行う。
- 引き続き、鳥取県と子育て支援に関する助成金制度の相互周知等の連携を行う。

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| (1) ① 指導件数 | 76件 |
| ② 一般事業主行動計画策定届の提出状況 | |
| 301人以上 | 50社〔届出率100%〕 |
| 101人～300人 | 180社〔届出率100%〕 |
| 100人以下 | 368社 |
| ③ 育児休業取得率の公表状況 | |
| 301人以上企業 | 50社〔公表率100%〕 |
| ④ 相談件数 | 414件 |
| | (前年同期258件) |
| | 〔うち 育児関係 336件〕 |
| | 介護関係 69件 |
| | その他 9件 |
| (2) ①② 会合等における説明回数 | 2回 |
| ③ くるみん認定件数（R7年度） | 4件 |
| | 〔内訳 プラチナくるみん 1件〕 |
| | くるみん 3件 |
| | くるみんプラス 1件 |
| | ※県内認定企業数 34件 |
| ④ 両立支援等助成金支給決定状況 | 81件 |
| | 〔うち 子育てパパ支援助成金 15件〕 |
| | 育児休業等支援コース 34件 |
| | ※昨年同期 77件 |
| (3) ① 両立支援等助成金(介護離職防止コース)支給決定状況 | 16件 |
| | ※昨年同期 15件 |

Ⅱ - 5 非正規雇用労働者への支援

Ⅱ 誰もが働きやすい職場 環境づくり

資料
No.

主な取組内容

非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化の推進

(1) パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法の履行確保状況の確認

- ・ 労働基準監督署の調査結果により、事業所の状況を的確に把握し、効率的な指導を実施。併せて基本給・賞与の差が相当程度ある場合は見直しを検討するよう助言を行い、文書で検討状況の報告を求める
- ・ 労働基準監督署が実施する集団指導を活用した同一労働同一賃金の要請

(2) 非正規雇用労働者の処遇改善、正社員転換、社会保険適用時の処遇改善などに取り組む事業主に対するキャリアアップ助成金等の周知、活用促進

- ・ 説明会の開催及び他機関の会合において事業主等への周知

(3) 働き方改革サポートオフィス鳥取の活用促進

- ・ 同一労働同一賃金の実現のために訪問コンサルティングの活用を事業主に周知

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 指導件数 | |
| パート・有期雇用労働法 | 160件 |
| 〔うち 基本給・賞与の見直し依頼〕 | 25件 |
| 労働者派遣法 | 12件 |
| ・ 集団指導 | 5回(47社参加) |
| (2) 労使団体へ協力要請 | 3か所 |
| 説明会等での周知 | 5回 |
| | (参加者数412人) |

今後の方向性

- 引き続き、労働基準監督署の調査結果等により事業所の状況を的確に把握し、パート・有期雇用労働法及び労働者派遣法に基づき効率的な指導を実施する。
- 説明会、その他機関の会合において、非正規雇用労働者の処遇改善、正社員転換、社会保険適用時の処遇改善などに取り組む事業主に対し、キャリアアップ助成金の活用等について周知を図る。
- 働き方改革サポートオフィス鳥取による同一労働同一賃金の実現のための訪問コンサルティングの活用促進に引き続き取り組む。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「バゆうちゃん」

主な取組内容

(1) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び指針の周知

- ・ 関係機関・団体の会合等を活用し、カスタマーハラスメント、就活セクシャルハラスメントを含む総合的なハラスメント防止対策について周知

(2) ハラスメント対策の履行確保と適正な取組への支援

- ・ 労働施策推進法等に基づき、各種ハラスメント対策について企業指導
- ・ 取組事例の提供により適正な取組を支援

(3) カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等の周知

- ・ 企業指導において、企業マニュアル等を交付し周知
- ・ カスタマーハラスメント防止対策の義務化について周知

(4) 丁寧な相談対応と個別労使紛争解決の援助等の実施

- ・ ハラスメント及びいじめ・嫌がらせに関する相談への対応と紛争解決援助制度による解決支援

取組状況

【令和8年1月末現在】

(1) 会合等における説明回数	3回	(参加者数 149人)
(2) 指導件数	53件	
ハラスメント相談件数	897件	(昨年同期771件)
内訳	セクハラ	83件
	マタハラ	9件
	育介ハラスメント	10件
	パワハラ	667件
	いじめ・嫌がらせ	128件
(4) 紛争解決援助件数		
調停	11件	(昨年同期 5件)
助言	23件	(昨年同期 19件)

調停事例

● パワハラ被害労働者からの申立て。先輩従業員から陰湿な嫌がらせ、陰口を言われる等されたため事業主に相談したが、逆に、申立人の落ち度を指摘される等により、メンタル不調に陥り就労不能となったことについて補償を求めたい。

→ 紛争調整委員会による調停により事業主に対応不足と考えられる事実があったため和解を促したところ、事業主が就労不能期間について一部の得補償を行うことで双方が合意した。

今後の方向性

- 企業への個別訪問等により、履行状況の確認を行うとともに、必要な指導を実施。
- 企業向け説明会を開催し、カスタマーハラスメント及び求職者等へのセクシャルハラスメントの防止対策が事業主の義務となることについて周知。
- 総合労働相談窓口等において丁寧な相談対応に努めるとともに、相談者の申出に基づき紛争解決を援助。

主な取組内容

(1) 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組む事業者等の支援

- ① 働き方改革推進支援助成金等各種支援策の周知
- ② 個別支援・相談対応
- ③ 長時間労働につながる取引慣行の見直しの要請

(2) 監督署に設置した「労働時間相談・支援班」による説明会や個別訪問による積極的な支援

- ① 令和6年4月から労働時間の上限規制が適用された建設業や医療保険業に対しては、業種ごとの説明会実施
- ② 個別事業場を訪問し、労働時間の削減や各種支援制度に関する説明を行うなど支援を実施

(3) 「働き方改革サポートオフィス鳥取」による事業主への積極的な支援

中小企業・小規模事業者が抱える長時間労働削減、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃上げ、人材の確保・定着等の課題に対応するため、以下の支援を実施。

- ① 窓口での相談対応及び個別企業への専門家派遣
- ② 職務分析・職務評価の取組支援と周知
- ③ 事業主向けセミナーの開催と講師派遣

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

(1)

- ① 説明会等での周知16回（参加数1812社）
- ② 訪問支援：106事業場（再掲）
- ③ 発着荷主等に対する要請：86事業場（再掲）
長時間労働の削減等に関する要請時に長時間労働につながる取引慣行の見直しの要請も実施（労使団体等計9団体（11月））（再掲）

(2)

- ① 業種ごとの説明会
医療保険業6回、建設業6回実施済み（再掲）
- ② 個別事業場への訪問：106事業場（再掲）

(3) おもな実施状況

- | | | | |
|-----------|------|--------|---------|
| ・相談件数 | 266件 | [年間目標 | 390件] |
| ・専門家派遣 | 254件 | [同 | 370件] |
| ・セミナー開催回数 | 37回 | 1,033名 | [同 40回] |

Ⅱ-7 (イ) 働き方改革への取組支援

Ⅱ 誰もが働きやすい職場環境づくり

資料
No. -

主な取組内容

(4) 「鳥取働き方改革推進会議」を通じた労働環境や待遇の改善等の気運の向上

鳥取働き方改革推進会議を開催。構成団体の取組状況及び支援策について共有するとともに、「鳥取働き方改革推進キャンペーン2025」（11月）について協議・決定

【キャンペーンの取組】

- ・ キャンペーンリーフレットによる周知（年次有給休暇取得推奨デーと公立学校の学校休業日の連携）、働き方改革川柳の公募・選考、働き方改革関連セミナーの実施、自主点検票の配布

今後の方向性

- 引き続き、中小企業事業者に対し、説明会や会議等あらゆる機会を通じて労働関係法令や各種支援策の周知を行うとともに、「働き方改革サポートオフィス鳥取」の活用促進を図る。
- 鳥取働き方改革の推進キャンペーンの実施に当たっては、引き続き、各教育委員会等とも連携の上、地域、家族が一体となって進められるよう期間中の取組を積極的に推進する。

令和7年度
働き方改革川柳大賞作品

残業を
減らし家族の
笑顔増し！

取組状況

〔令和8年1月末現在〕

(4)

- ・ 働き方改革関連セミナー 6回
- ・ 自主点検票配布枚数 684枚
- ・ 構成団体によるリーフレットの配布
- ・ 働き方改革川柳の募集について、鳥取県教育委員会、鳥取市及び倉吉市教育委員会と連携し、動画とリーフレットをそれぞれのHPに掲載することにより、小中学生及びその保護者に対する周知に取り組んだ。



警備・建設・運輸(配送)

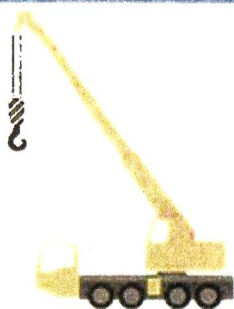
のお仕事をご案内します

- 未経験の方
- 興味のある方
- ブランクのある方
- 資格は持っているけど経験ない方

窓口に相談ください

警備

施設警備や交通誘導等
個人の希望に応じ対応
いたします。

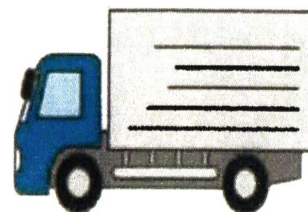


測量や設計から土木施工、
設備工事まで幅広く職種
を検討いただけます。

建設

運輸

ルート配送や(準)中型・
大型、二種免許等個人の
ニーズに応じて対応いたし
ます。



～ご利用希望の方は～

総合案内で「警備・建設・運輸(配送)コーナー利用希望」とお伝えください

ハローワーク鳥取 就職支援サービスコーナー

(開庁時間 平日 月～金 8:30～17:15)

電話 0857-23-2021 (41#)

福祉のお仕事をご案内します

◆福祉コーナーは
こんなサービスを行います
福祉の仕事を経験者の方はもちろん
未経験の方もお気軽にご相談下さい

看護



医療現場、福祉施設等、個人の
ニーズに応じ対応します
職場見学もご案内いたします

保育士未経験の方もブランクの
ある方も相談お待ちしております
職場見学もご案内いたします

保育



介護



福祉施設、医療現場での看護助手、
就労支援施設等、個人のニーズに
応じ対応します
職場見学もご案内いたします

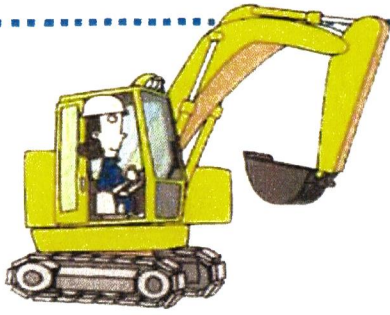
～ご利用希望の方は～

総合案内で「福祉コーナー利用希望」とお伝えください

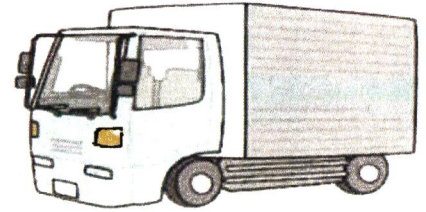
ハローワーク鳥取 就職支援サービスコーナー

(開庁時間 平日 月～金 8:30～17:15)

電話 0857-23-2021 (41#)



警備



建設

就職支援

運輸

サービスコーナー

建設・警備・運輸 人材不足分野への就職をお考えの方、興味のある方は、
専門相談員がお仕事探しをサポートします。是非当コーナーをご利用ください。

建設

警備

運輸



- ・土木作業員
- ・土木施工管理技士
- ・建築施工管理技士
- ・電気工事士
- ・建設関係職種

- ・施設警備員
- ・交通誘導警備員
- ・雑踏警備員
- ・警備関係職種

- ・トラック運転手
- ・タクシー運転手
- ・タンクローリー運転手
- ・バス運転手
- ・送迎運転手
- ・運輸関係職種

未経験や資格が無いが
チャレンジしたい

ご希望に添った支援をしています！
お気軽にご相談ください。



ハローワーク米子 (米子公共職業安定所)

「就職支援サービスコーナー」

米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4 階
電話：0859-33-3911

医療
(看護)

福祉
(介護)

保育

の就職相談は

就職支援 サービスコーナー

にお任せください！

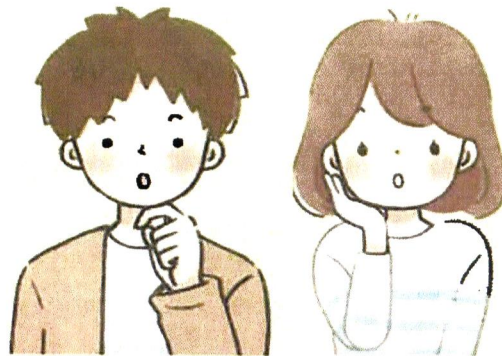
仕事内容が
知りたい

この分野の
仕事に
就職したい

ブランクが
あるけど
再就職したい

関心はあるけど
経験や資格が
なくて不安

応募前に見学
をしてみたい



サービス
メニュー

対象職種での就職を希望する方を対象に支援します。

- ☑対象職種に関する職業相談や求人の紹介
- ☑事業所説明会など各種イベント開催&情報提供
- ☑担当者制による就職支援も行います。

ハローワーク米子
(米子公共職業安定所)

就職支援サービスコーナー

米子市末広町311 イオン米子駅前店4階
TEL : 0859-33-3911

労務管理の専門家の無料相談を受けてみませんか 人材確保に向けた労務管理の改善を支援します

ハローワークでは、事業主の行う採用、配置、職場定着、継続雇用、人材育成等の雇用管理に関する相談援助を通じて、労働者にとって働きやすい職場づくりを支援しています。

- ・ 人材の確保や定着につとめたい
- ・ 離職者を減らしたい
- ・ 従業員の健康管理やキャリア形成を支援したい
- ・ 快適な職場環境にしたい

こんなお悩みに、労務管理に関する専門的な知識のある社会保険労務士等が事業所等にお伺いし、個別相談やコンサルティングを実施します。

※ご相談は無料です。ご利用いただくには、まずはハローワークまたは鳥取労働局までご相談ください

専門家による支援の例

- **人事管理制度について**
勤務形態、職務基準、資格制度、人事考課等
- **賃金体系について**
昇給、昇格、資格手当等
- **教育訓練について**
職種別、職位別等の研修体系の整備
- **福利厚生について**
労働者住宅、福利厚生施設、健康管理、機器の導入等による職場環境の改善等
- **職場のコミュニケーション管理について**
- **業務管理について**
人員配置、業務プロセスの見直し等
- **その他、労働者の雇用管理の改善等について**

お問い合わせ先

鳥取労働局職業安定部
(人材確保対策推進事業担当)
住所：鳥取市富安2丁目89-9
TEL：0857-88-2777

ハローワーク〇〇
住所：
TEL：

人材開発支援助成金とは

人材開発支援助成金とは、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～		
<ul style="list-style-type: none"> 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練 情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練 定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練 自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成） 長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 	事業主	雇用保険被保険者
④ 事業展開等リスクリリング支援コース 令和4年12月～		
事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率 () 内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)			
		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ^{※1} 70% ^{※2}	60% (45%) ^{※1} 85% ^{※2}	-	-
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練 ^{※3}	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	-	-
		OJT	-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～ ^{※7}	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円 ^{※4}	-	75%	-	-	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		1,000円 ^{※5} (800円)	- ^{※5} (1,000円)	20万円	24万円	-	-
教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	
④ 事業展開等リスクリリング支援コース 令和4年12月～ ^{※7}		OFF-JT	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成
 ※6 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

人材開発支援助成金チェックリスト付きフローチャート

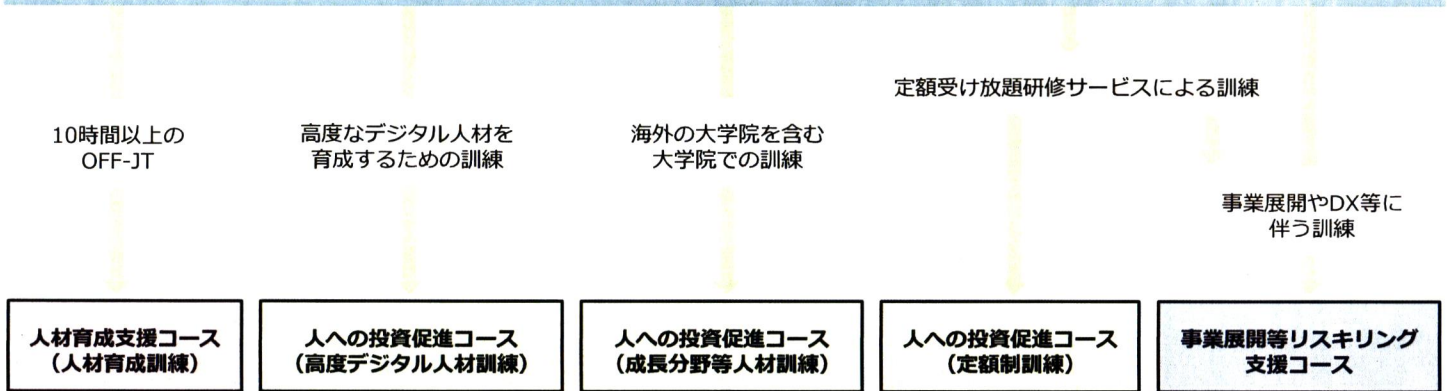
こちらのフローチャートは、申請事業主が人材開発支援助成金のどのコース・メニューを利用できるかについて、支給要件などを簡易的に示したものです。申請にあたっては、申請を希望するコースやメニューの詳細版のパンフレットをご覧ください、詳しい支給要件をご確認ください。

- 申請事業主（助成金を受給しようとする者）は、雇用保険適用事業所の事業主であること
- 対象労働者（訓練を受講する者）は、申請事業主が設置する雇用保険適用事業所の雇用保険被保険者であること
- 申請事業主は、研修や人事の担当課長等を職業能力開発推進者として選任していること
（職業能力開発推進者を選任していない場合は、計画届を提出する日までに選任してください）
- 申請事業主は、事業内職業能力開発計画を策定し、雇用する労働者に周知していること
（事業内職業能力開発計画を策定・周知していない場合は、計画届を提出する日までに策定・周知してください）

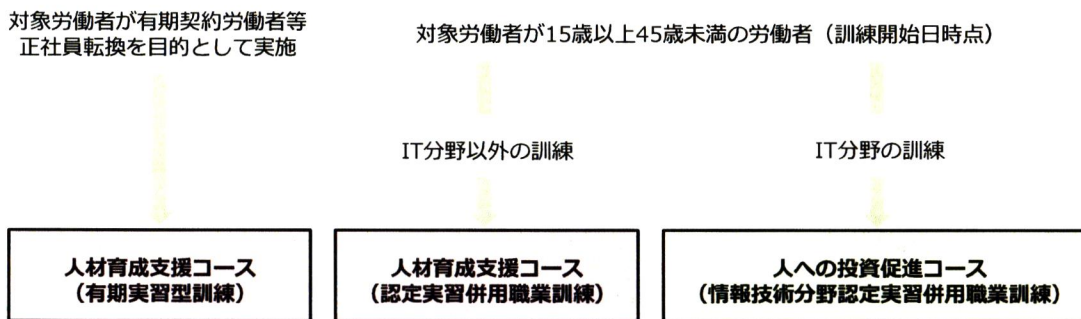
I 申請事業主が業務命令で対象労働者に訓練を受講させる場合

- 訓練開始日の6か月前から1か月前までの間に計画届を労働局に提出すること
- 申請事業主が訓練期間中も対象労働者に適正に賃金を支払うこと
- 申請事業主が支給申請日までに全額訓練経費を負担すること
- 対象労働者の職務に直接関連する訓練であること
- 訓練時間数が10時間以上の訓練であること
- ①OFF-JTを行うこと または ②OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を行うこと

①OFF-JTを行う



②OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練を行う



II 申請事業主が、自発的に訓練を受講する労働者を支援する場合

- 労働協約または就業規則に規定した制度に基づき、労働者が自発的に訓練を受講すること
- 事業主以外の事業主が主催した訓練であること
- ①労働者が自発的に受講した訓練経費を負担すること または ②教育訓練休暇制度等を新たに導入・適用すること

①訓練経費を負担する

②教育訓練休暇 または 教育訓練のための短時間勤務制度等を新たに導入・適用する



正

社員

34歳以下

への

道をサポート!

とびたて! 若者

予約
OK

個別支援
(担当者制)

適性診断

応募書類作成
面接準備

ハローワーク鳥取 わかもの支援コーナー

変えたい。未来を、自分を。

職場
見学

就職後^等
の相談

求人検索の
サポート



総合受付にて
「わかもの支援コーナー希望」
とお伝えください

ハローワーク鳥取
わかもの支援コーナー
Tel. 0857-23-2021 (部門 41#)

ハローワーク
鳥取 HP



わかもの支援コーナー

とは？

いつもと同じ職員と
相談しませんか？
担当者制をおすすめ
します

適性診断で自己理解
を深めませんか？

待ち時間の軽減に
「予約相談」をぜひ
ご活用ください

正社員を目指す

34歳以下の方

応募書類作成の
お手伝い、
面接の相談、練習も
行っています

に支援を行っているコーナーです

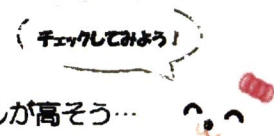
※パート、アルバイト、派遣等の
正社員以外で働いている方 など

応募前職場見学の
申し込みもご相談
ください

職場での悩み、
仕事や将来に向けての
相談などもお気軽に！

在職中の方も
利用できます

- 就職活動って何から始めたらいい？
- 自分は何がしたいのかわからない
- 自分に何が向いてるのかわからない
- 正社員になりたいけどハードルが高そう…
- 就職活動が不安！
- ひとまず話してみたい



詳しくはわかもの支援コーナーにきてみてください！

📞 迷ったら、まずはお話ししてみませんか？



わかもの支援窓口

ハローワーク米子では、正社員雇用を目指している概ね35歳未満の方を対象に「わかもの支援窓口」で個別支援を行っております。

仕事への悩みも一緒に考えよう

予約制のため安心

自己理解から応募対策までサポート

まずは気軽に相談を♪

対象者

- ✓学校卒業後3年を超えている方
- ✓概ね35歳未満の方
- ✓無業者の方や現在アルバイトをしております社員を目指したい方

何を相談したらいいかわからない

何の仕事がいい？

面接対策 何をしたらいい？

言葉遣いが悪いのではないか...

「わかもの支援窓口」をご利用下さい！

支援メニュー	相談時間	予約方法
<ul style="list-style-type: none">○仕事の相談○適職診断（PC操作あり）○応募書類の作成支援・添削○面接練習など（動画撮影も可・規定あり）	<p>相談時間は45分</p> <ul style="list-style-type: none">✓10:00~✓11:00~✓13:00~✓14:00~✓15:00~ <p>上記いずれかの時間帯</p>	<p>窓口かお電話 (0859-33-3911) でお申し込みください</p>

お問い合わせ先：ハローワーク米子（米子公共職業安定所） ☎ 0859-33-3911

鳥取労働局発表
令和7年12月19日

担当	職業対策課 課長 荻原 晃 地方障害者雇用担当官
	八尾 あづさ Tel. 0857-29-1708

鳥取県における障害者の実雇用率は0.06ポイント上昇し2.62%

— 令和7年「障害者の雇用状況」集計結果 —

鳥取労働局（局長 ^{やました} 山下 ^{よしひろ} 禎博）は、令和7年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況をとりまとめましたので公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、鳥取労働局としては、令和8年7月から法定雇用率の引上げが予定（※）されている中、引き続き法定雇用率未達成の企業への制度の周知や指導を強化し、鳥取県内の障害者雇用の推進に向け、取り組んでまいります。

※民間企業の法定雇用率 現行 2.5%⇒令和8年7月 2.7%（地方公共団体等 3.0%、教育委員会 2.9%）

対象事業主の範囲 現行 40.0人以上⇒令和8年7月 37.5人以上（地方公共団体等 33.5人以上、教育委員会 34.5人以上）

【令和7年の結果等におけるポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.5%）における状況

- ① 法定雇用率達成企業割合 **57.6%**（対前年比▲3.5ポイント）（全国13位、全国平均46.0%）
- ② 障害者の実雇用率 **2.62%**（対前年比+0.06ポイント）（全国13位、全国平均2.41%）

2 地方公共団体等（法定雇用率2.8%）、教育委員会（同2.7%）における状況

- ① 県の機関（3機関） 全ての機関で達成
- ② 市町村の機関（28機関） 5機関が未達成（12月1日付けで1機関は達成）
- ③ 教育委員会 全ての機関で達成
- ④ 独立行政法人等（3機関） 1機関が未達成

3 今後の対応

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し労働局幹部が指導を実施。一部改善されたものの、引き続き全機関が達成となるよう助言、指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。
- ③ 令和8年7月からの法定雇用率の引上げ等について周知や指導を強化。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率 [詳細表1(1)]

- ① 一般の民間企業(40.0人以上規模の企業:法定雇用率2.5%)における障害者雇用数は1,784.0人(実人数1,645人)で、前年より119人増加した(実人数は前年より108人増加)。
このうち、身体障害者は843.5人(実人数651人)、知的障害者は452.5人(実人数493人)、精神障害者は488.0人(実人数501人)であった。
- ② 令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間の新規雇用者数は200.0人で、前年新規雇用者数と比べ1.5人増加した。
- ③ 雇用率は、2.62%で前年より0.06ポイント上昇した。
- ④ 法定雇用率達成企業(314企業)の割合は57.6%で、前年より3.5ポイント減少した。

○産業別の状況 [詳細表1(2)]

- ① 産業別の障害者雇用数は、医療、福祉で583.5人(前年差62.5人増)、製造業で419.0人(前年差29.0人増)、卸売業、小売業で266.5人(前年差16.0人増)、サービス業で135.0人(前年差16.0人増)、生活関連サービス業、娯楽業で86.0人(前年差1.5人減)となった。
- ② 雇用率は、生活関連サービス業、娯楽業で6.82%(前年差0.40ポイント減)、サービス業で3.24%(前年差0.15ポイント増)、医療、福祉で2.98%(前年差0.14ポイント増)、宿泊業、飲食サービス業で2.74%(前年差0.47ポイント増)となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、サービス業で78.6%(前年差0ポイント)、生活関連サービス業、娯楽業で76.9%(前年差6.4ポイント減)、宿泊業、飲食サービス業で73.9%(前年差7.2ポイント増)、複合サービス事業で71.4%(前年差0ポイント)となった。

○企業規模別の状況 [詳細表1(3)]

- ① 企業規模別に見ると、雇用されている障害者の数は、40.0~100人未満規模企業で、559.0人(前年差68.0人増)、100~300人未満で641.5人(前年差33.5人増)、300~500人未満で191.0人(前年差9.5人減)、500~1,000人未満で325.0人(前年差28.5人増)、1,000人以上で67.5人(前年差1.5人減)となった。
- ② 実雇用率は、企業規模別で見ると40.0~100人未満規模企業で2.71%(前年差0.04ポイント増)、100~300人未満で2.57%(前年差0.15ポイント増)、300~500人未満で2.45%(前年差0.21ポイント減)、500~1,000人未満で2.79%(前年差0.15ポイント増)、1,000人以上で2.32%(前年差0.11ポイント減)となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模別で見ると40.0~100人未満規模企業で55.3%(前年差2.7ポイント減)、100~300人未満で65.0%(前年差2.1ポイント減)、300~500人未満で40.9%(前年差22.7ポイント減)、500~1,000人未満で57.9%(前年差0ポイント)、1,000人以上で50.0%(前年差0ポイント)となった。

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況 [総括表2(1)]

県の機関(36.0人以上:法定雇用率2.8%)における実雇用率は、3.33%で前年より0.02ポイント下回った。

○市町村の機関における在職状況 [総括表2(2)]

市町村の機関(36.0人以上:法定雇用率2.8%)の実雇用率は、2.89%で前年より0.04ポイント下回った。

○教育委員会における在職状況 [総括表2(3)]

教育委員会(37.5人以上:法定雇用率2.7%)の実雇用率は、2.71%で前年より0.13ポイント下回った。

3 独立行政法人等における雇用状況

○独立行政法人等の状況 [総括表3]

独立行政法人等(36.0人以上規模の法人:法定雇用率2.8%)における実雇用率は、2.37%で前年より0.46ポイント減少した。

総括表

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	67,992.5人 (65,137.0人)	1,784.0人 (1,665.0人)	2.62% (2.56%)	314 / 545 (316 / 517)	57.6% (61.1%)
全国	29,210,528.0人 (28,162,399.0人)	704,610.0人 (677,461.5人)	2.41% (2.41%)	55,434 / 120,467 (53,875 / 117,239)	46.0% (46.0%)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	5,331.0人 (5,093.0人)	177.5人 (170.5人)	3.33% (3.35%)	3 / 3 (3 / 3)	100.0% (100.0%)
全国	375,748.0人 (361,319.0人)	11,375.0人 (11,030.5人)	3.03% (3.05%)	148 / 167 (150 / 168)	88.6% (89.3%)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.8%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	9,967.0人 (9,298.0人)	288.5人 (272.0人)	2.89% (2.93%)	23 / 28 (25 / 27)	82.1% (92.6%)
全国	1,456,454.5人 (1,363,140.5人)	39,142.0人 (37,433.5人)	2.69% (2.75%)	1,716 / 2,470 (1,769 / 2,488)	69.5% (71.1%)

(3)教育委員会(法定雇用率2.7%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	5,772.5人 (5,105.0人)	156.5人 (145.0人)	2.71% (2.84%)	1 / 1 (2 / 2)	100.0% (100.0%)
全国	803,974.0人 (728,083.5人)	18,550.5人 (17,719.0人)	2.31% (2.43%)	40 / 94 (50 / 93)	42.6% (53.8%)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

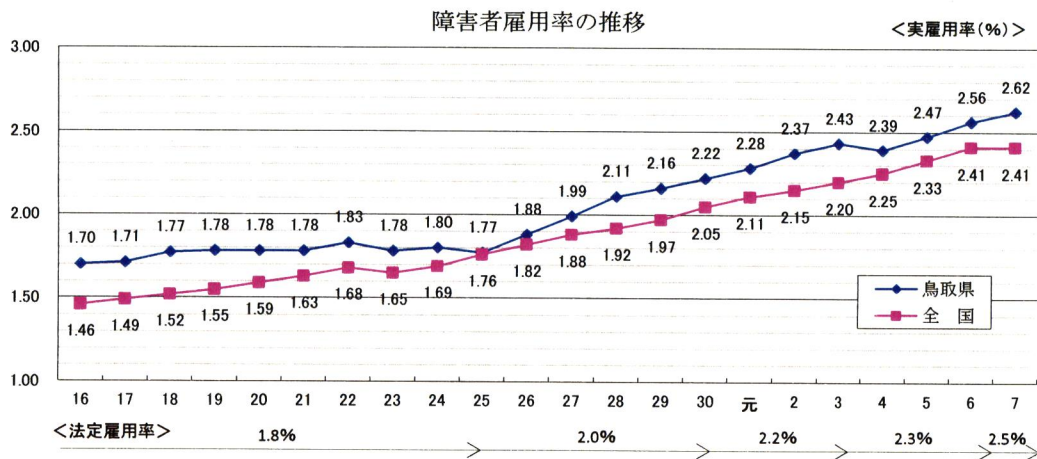
区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,656.5人 (2,333.5人)	63.0人 (66.0人)	2.37% (2.83%)	2 / 3 (3 / 3)	66.7% (100.0%)
全国	528,687.5人 (471,294.0人)	14,120.0人 (13,419.0人)	2.67% (2.85%)	249 / 377 (285 / 373)	66.0% (79.4%)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

項目 年	鳥 取 県						全 国	
	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数		障害者数	実雇用率
					割合	割合		
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	342,973.5	1.68
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	56.4	366,199.0	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.80	205	56.6	382,363.5	1.69
25年	394	57,302.5	1,016.0	1.77	211	53.6	408,947.5	1.76
26年	413	58,791.5	1,107.5	1.88	209	50.6	431,225.5	1.82
27年	425	59,697.0	1,187.0	1.99	233	54.8	453,133.5	1.88
28年	423	60,313.5	1,271.0	2.11	250	59.1	474,374.0	1.92
29年	427	60,953.0	1,316.0	2.16	255	59.7	495,795.0	1.97
30年	471	63,034.5	1,402.5	2.22	266	56.5	534,769.5	2.05
令和元年	473	63,851.0	1,458.0	2.28	277	58.6	560,608.5	2.11
2年	473	63,950.0	1,512.5	2.37	298	63.0	578,292.0	2.15
3年	486	63,946.5	1,556.5	2.43	292	60.1	597,786.0	2.20
4年	484	63,653.0	1,522.5	2.39	292	60.3	613,958.0	2.25
5年	478	63,662.0	1,572.0	2.47	307	64.2	642,178.0	2.33
6年	517	65,137.0	1,665.0	2.56	316	61.1	677,461.5	2.41
7年	545	67,992.5	1,784.0	2.62	314	57.6	704,610.0	2.41
対前年	28	2,855.5	119.0	0.06	△ 2	△ 3.5	27,148.5	0.00



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。
 注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年度まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～平成22年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 - 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- 平成23年度～令和5年
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 - 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。
 ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

- 令和6年以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
 - 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。5

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
鳥取県	企業 545 (517)	人 67,992.5 (65,137.0)	人 238 (223)	人 196 (188)	人 1,013 (936)	人 155 (155)	人 43 (35)	人 1,784.0 (1,665.0)	人 200.0 (198.5)	% 2.62 (2.56)	企業 314 (316)	% 57.6 (61.1)
全 国	120,467 (117,239)	29,210,526.0 (28,162,399.0)	131,865 (130,135)	56,620 (54,411)	355,741 (336,004)	38,811 (39,558)	18,227 (13,995)	704,610.0 (677,461.5)	75,079.5 (71,875.5)	2.41 (2.41)	55,434 (53,875)	46.0 (46.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
鳥取県	1,784.0 (1,665.0)	223 (207)	46 (46)	321 (321)	45 (51)	16 (15)	843.5 (814.0)	60.0 (73.5)	15 (16)	6 (6)	361 (337)	110 (104)	1 (1)	452.5 (427.5)	51.5 (42.5)	331 (278)	144 (136)	26 (19)	488.0 (423.5)	88.5 (82.5)
全 国	704,610.0 (677,461.5)	108,818 (107,220)	13,332 (13,040)	131,727 (130,667)	16,201 (16,593)	6,238 (5,011)	373,914.5 (368,949.0)	27,025.0 (26,889.0)	23,047 (22,915)	4,425 (4,469)	99,821 (95,510)	22,610 (22,965)	1,017 (1,008)	162,153.5 (157,795.5)	14,754.0 (14,456.0)	124,193 (109,827)	38,863 (36,902)	10,972 (7,976)	168,542.0 (150,717.0)	33,300.5 (30,530.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間の新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 ある短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)						
産業計	545 (517)	67,992.5 (65,137.0)	238 (223)	196 (188)	1,013 (936)	155 (155)	43 (35)	1,784.0 (1,665.0)	200.0 (198.5)	2.62 (2.56)	314 (316)	57.6 (61.1)	
農、林、漁業	6 (4)	402.5 (305.0)	1 (0)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	7.0 (4.0)	0.0 (0.0)	1.74 (1.31)	4 (2)	66.7 (50.0)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)	
建設業	33 (23)	2,537.0 (1,837.0)	9 (10)	1 (1)	19 (15)	1 (2)	0 (0)	38.5 (37.0)	1.0 (7.0)	1.52 (2.01)	15 (14)	45.5 (60.9)	
製造業	119 (121)	15,638.5 (15,777.0)	58 (51)	13 (15)	277 (263)	17 (14)	9 (6)	419.0 (390.0)	51.5 (43.5)	2.68 (2.47)	72 (72)	60.5 (59.6)	
電気・ガス・熱供給・ 水道業	4 (4)	366.5 (355.5)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (3.0)	0.0 (1.0)	0.55 (0.84)	1 (1)	25.0 (25.0)	
情報通信業	10 (11)	1,309.5 (1,615.5)	3 (6)	2 (8)	14 (20)	0 (1)	1 (1)	22.5 (41.0)	3.0 (14.0)	1.72 (2.51)	4 (7)	40.0 (63.6)	
運輸業、郵便業	26 (21)	2,800.5 (2,267.5)	11 (11)	3 (1)	26 (29)	4 (3)	1 (0)	53.5 (53.5)	3.5 (2.0)	1.91 (2.36)	11 (12)	42.3 (57.1)	
卸売業、小売業	108 (103)	12,312.0 (12,085.5)	36 (34)	32 (34)	143 (131)	31 (29)	8 (6)	266.5 (250.5)	33.0 (25.5)	2.16 (2.07)	49 (55)	45.4 (53.4)	
金融業、保険業	10 (10)	2,020.5 (2,005.5)	6 (6)	2 (0)	31 (28)	1 (1)	0 (0)	45.5 (40.5)	5.0 (4.0)	2.25 (2.02)	4 (5)	40.0 (50.0)	
不動産業、 物品賃貸業	6 (5)	339.0 (283.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (1)	2.0 (2.5)	0.0 (0.5)	0.59 (0.88)	2 (1)	33.3 (20.0)	
学術研究、専門・技術 サービス業	12 (11)	914.0 (918.0)	4 (5)	1 (2)	8 (6)	1 (1)	0 (0)	17.5 (18.5)	1.0 (1.0)	1.91 (2.02)	6 (6)	50.0 (54.5)	
宿泊業、飲食サービス 業	23 (21)	1,605.0 (1,412.0)	3 (3)	3 (3)	28 (18)	13 (9)	1 (1)	44.0 (32.0)	6.5 (3.0)	2.74 (2.27)	17 (14)	73.9 (66.7)	
生活関連サービス業、 娯楽業	13 (12)	1,261.5 (1,212.0)	15 (15)	4 (4)	50 (51)	4 (4)	0 (1)	86.0 (87.5)	5.5 (1.0)	6.82 (7.22)	10 (10)	76.9 (83.3)	
教育、学習支援業	9 (11)	969.0 (1,021.5)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	1 (2)	0 (0)	13.5 (14.0)	2.0 (2.0)	1.39 (1.37)	3 (4)	33.3 (36.4)	
医療、福祉	117 (111)	19,586.0 (18,324.5)	64 (53)	118 (109)	291 (257)	72 (80)	21 (18)	583.5 (521.0)	76.5 (64.0)	2.98 (2.84)	78 (75)	66.7 (67.6)	
複合サービス事業	7 (7)	1,763.0 (1,881.0)	7 (8)	1 (2)	32 (32)	2 (2)	0 (0)	48.0 (51.0)	2.0 (6.5)	2.72 (2.74)	5 (5)	71.4 (71.4)	
サービス業	42 (42)	4,168.0 (3,856.5)	18 (17)	12 (6)	82 (75)	8 (7)	2 (1)	135.0 (119.0)	9.5 (18.5)	3.24 (3.09)	33 (33)	78.6 (78.6)	

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数							②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数						
	人	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	人	g. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	人	g. うち新規雇用分	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	人	g. うち新規雇用分					
産業計	1,784.0 (1,665.0)	223 (207)	46 (46)	321 (321)	45 (51)	16 (15)	843.5 (814.0)	60.0 (73.5)	15 (16)	6 (6)	361 (337)	110 (104)	1 (1)	452.5 (427.5)	51.5 (42.5)	331 (278)	144 (136)	26 (19)	488.0 (423.5)	88.5 (82.5)								
農、林、漁業	7.0 (4.0)	1 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	6.0 (4.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)									
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)									
建設業	38.5 (37.0)	9 (10)	0 (0)	13 (11)	0 (0)	0 (0)	31.0 (31.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	1.5 (1.0)		5 (4)	1 (1)	0 (0)	6.0 (5.0)									
製造業	419.0 (390.0)	56 (49)	1 (2)	84 (84)	4 (3)	4 (2)	201.0 (186.5)		2 (2)	0 (0)	105 (101)	13 (11)	1 (0)	116.0 (110.5)		88 (78)	12 (13)	4 (4)	102.0 (93.0)									
電気・ガス・熱供給・水道業	2.0 (3.0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (1)	1 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)									
情報通信業	22.5 (41.0)	3 (6)	1 (2)	6 (9)	0 (1)	1 (1)	13.5 (24.0)		0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)		7 (10)	1 (6)	0 (0)	8.0 (16.0)									
運輸業、郵便業	53.5 (53.5)	11 (11)	1 (0)	11 (12)	3 (2)	0 (0)	35.5 (35.0)		0 (0)	0 (0)	11 (10)	1 (1)	0 (0)	11.5 (10.5)		4 (7)	2 (1)	1 (0)	6.5 (8.0)									
卸売業、小売業	266.5 (250.5)	35 (33)	10 (13)	42 (41)	13 (13)	3 (1)	130.0 (127.0)		1 (1)	0 (0)	59 (57)	18 (16)	0 (0)	70.0 (67.0)		42 (33)	22 (21)	5 (5)	66.5 (56.5)									
金融業、保険業	45.5 (40.5)	6 (6)	0 (0)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	21.5 (21.5)		0 (0)	0 (0)	16 (15)	0 (0)	0 (0)	16.0 (15.0)		6 (4)	2 (0)	0 (0)	8.0 (4.0)									
不動産業、物品賃貸業	2.0 (2.5)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0.0 (0.5)									
学術研究、専門・技術サービス業	17.5 (18.5)	4 (5)	1 (1)	4 (3)	1 (1)	0 (0)	13.5 (14.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		4 (3)	0 (1)	0 (0)	4.0 (4.0)									
宿泊業、飲食サービス業	44.0 (32.0)	3 (3)	1 (0)	10 (7)	3 (4)	0 (1)	18.5 (15.5)		0 (0)	0 (0)	9 (6)	10 (5)	0 (0)	14.0 (8.6)		9 (5)	2 (3)	1 (0)	11.5 (8.0)									
生活関連サービス業、娯楽業	86.0 (87.5)	7 (6)	1 (1)	6 (6)	2 (1)	0 (0)	22.0 (19.5)		8 (9)	0 (0)	35 (37)	2 (3)	0 (0)	52.0 (56.5)		9 (8)	3 (3)	0 (1)	12.0 (11.5)									
教育・学習支援業	13.5 (14.0)	3 (3)	2 (2)	3 (4)	1 (2)	0 (0)	11.5 (13.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		1 (0)	1 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)									
医療、福祉	583.5 (521.0)	61 (50)	26 (25)	90 (93)	14 (21)	7 (9)	248.5 (233.0)		3 (3)	6 (6)	90 (71)	58 (59)	0 (1)	131.0 (113.0)		111 (93)	86 (78)	14 (8)	204.0 (175.0)									
複合サービス事業	48.0 (51.0)	7 (8)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	0 (0)	28.0 (29.0)		0 (0)	0 (0)	5 (6)	2 (2)	0 (0)	6.0 (7.0)		13 (13)	1 (2)	0 (0)	14.0 (15.0)									
サービス業	135.0 (119.0)	17 (16)	2 (0)	23 (24)	3 (2)	1 (1)	61.0 (57.5)		1 (1)	0 (0)	29 (32)	5 (5)	0 (0)	33.5 (36.5)		30 (19)	10 (6)	1 (0)	40.5 (25.0)									

注 1 (1)②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
規模計	企業 545 (517)	人 67,992.5 (65,137.0)	人 238 (223)	人 196 (188)	人 1,013 (936)	人 155 (155)	人 43 (35)	人 1,784.0 (1,665.0)	人 200.0 (198.5)	% 2.62 (2.56)	企業 314 (316)	% 57.6 (61.1)
40.0～ 100人未満	企業 342 (307)	人 20,618.0 (18,382.5)	人 72 (64)	人 93 (92)	人 288 (240)	人 53 (48)	人 15 (14)	人 559.0 (491.0)	人 72.5 (76.0)	% 2.71 (2.67)	企業 189 (178)	% 55.3 (58.0)
100～ 300人未満	160 (167)	24,996.0 (25,159.0)	91 (82)	55 (50)	382 (369)	41 (42)	4 (8)	641.5 (608.0)	75.0 (66.5)	2.57 (2.42)	104 (112)	65.0 (67.1)
300～ 500人未満	22 (22)	7,801.5 (7,536.5)	27 (30)	11 (11)	116 (121)	15 (14)	5 (3)	191.0 (200.5)	11.0 (15.5)	2.45 (2.66)	9 (14)	40.9 (63.6)
500～ 1,000人未満	19 (19)	11,664.5 (11,214.0)	40 (39)	26 (24)	193 (170)	36 (40)	16 (9)	325.0 (296.5)	37.0 (36.0)	2.79 (2.64)	11 (11)	57.9 (57.9)
1,000人以上	2 (2)	2,912.5 (2,845.0)	8 (8)	11 (11)	34 (36)	10 (11)	3 (1)	67.5 (69.0)	4.5 (4.5)	2.32 (2.43)	1 (1)	50.0 (50.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	③ 知的障害者の数						g. うち新規雇用分(注5)	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)		c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
規模計	人 1,784.0 (1,665.0)	人 223 (207)	人 46 (46)	人 321 (321)	人 45 (51)	人 16 (15)	人 843.5 (814.0)	人 60.0 (73.5)	人 15 (16)	人 6 (6)	人 361 (337)	人 110 (104)	人 1 (1)	人 452.5 (427.5)	人 51.5 (42.5)	人 331 (278)	人 144 (136)	人 26 (19)	人 488.0 (423.5)	人 88.5 (82.5)
40.0～ 100人未満	人 559.0 (491.0)	人 61 (52)	人 14 (13)	人 95 (84)	人 11 (12)	人 5 (5)	人 239.0 (209.5)	人	人 11 (12)	人 4 (4)	人 108 (94)	人 42 (36)	人 1 (0)	人 155.5 (140.0)	人	人 85 (62)	人 75 (75)	人 9 (9)	人 164.5 (141.5)	人
100～ 300人未満	人 641.5 (608.0)	人 89 (80)	人 21 (18)	人 121 (125)	人 10 (14)	人 2 (5)	人 326.0 (312.5)	人	人 2 (2)	人 0 (1)	人 126 (126)	人 31 (28)	人 0 (0)	人 145.5 (145.0)	人	人 135 (118)	人 34 (31)	人 2 (3)	人 170.0 (150.5)	人
300～ 500人未満	人 191.0 (200.5)	人 26 (29)	人 2 (4)	人 38 (44)	人 8 (8)	人 2 (2)	人 97.0 (111.0)	人	人 1 (1)	人 0 (0)	人 31 (33)	人 7 (6)	人 0 (0)	人 36.5 (38.0)	人	人 47 (44)	人 9 (7)	人 3 (1)	人 57.5 (51.5)	人
500～ 1,000人未満	人 325.0 (296.5)	人 39 (38)	人 6 (8)	人 53 (50)	人 15 (16)	人 7 (2)	人 148.0 (143.0)	人	人 1 (1)	人 1 (0)	人 83 (73)	人 21 (24)	人 0 (1)	人 96.5 (87.5)	人	人 57 (47)	人 19 (16)	人 9 (6)	人 80.5 (66.0)	人
1,000人以上	人 67.5 (69.0)	人 8 (8)	人 3 (3)	人 14 (18)	人 1 (1)	人 0 (1)	人 33.5 (38.0)	人	人 0 (0)	人 1 (1)	人 13 (11)	人 9 (10)	人 0 (0)	人 18.5 (17.0)	人	人 7 (7)	人 7 (7)	人 3 (0)	人 15.5 (14.0)	人

注 1(1)②の表と同じ

(4) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	37	84	8	303	219	651
	(33)	(76)	(6)	(315)	(210)	(640)

注「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40.0～ 100人未満	8	24	4	91	59	186
	(8)	(16)	(3)	(85)	(54)	(166)
100～ 300人未満	12	31	1	107	92	243
	(11)	(33)	(1)	(110)	(87)	(242)
300～ 500人未満	6	8	1	40	21	76
	(5)	(10)	(1)	(45)	(26)	(87)
500～ 1,000人未満	4	17	1	55	43	120
	(2)	(13)	(0)	(62)	(37)	(114)
1,000人以上	7	4	1	10	4	26
	(7)	(4)	(1)	(13)	(6)	(31)

注 1(4)①の表と同じ

③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	0	1	0	3	1	5
	(0)	(1)	(0)	(2)	(1)	(4)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
建設業	1	0	0	10	11	22
	(1)	(0)	(0)	(10)	(10)	(21)
製造業	6	28	0	68	47	149
	(4)	(24)	(0)	(71)	(41)	(140)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
情報通信業	1	2	0	4	4	11
	(3)	(2)	(0)	(9)	(5)	(19)
運輸業、郵便業	0	2	0	12	12	26
	(0)	(2)	(0)	(10)	(13)	(25)
卸売業、小売業	2	8	1	42	50	103
	(4)	(10)	(1)	(40)	(46)	(101)
金融業、保険業	0	2	0	11	3	16
	(0)	(2)	(0)	(11)	(3)	(16)
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	2	0	2
	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
学術研究、 専門・技術サービス業	0	1	0	2	7	10
	(0)	(1)	(0)	(2)	(7)	(10)
宿泊業、 飲食サービス業	2	2	0	9	4	17
	(2)	(2)	(0)	(7)	(4)	(15)
生活関連サービス業、 娯楽業	1	4	1	6	4	16
	(1)	(4)	(1)	(5)	(3)	(14)
教育、学習支援業	0	0	0	4	5	9
	(0)	(0)	(0)	(4)	(7)	(11)
医療、福祉	20	29	5	94	50	198
	(18)	(20)	(4)	(106)	(50)	(198)
複合サービス事業	1	2	0	10	8	21
	(0)	(3)	(0)	(10)	(8)	(21)
サービス業	3	3	1	26	13	46
	(0)	(5)	(0)	(27)	(11)	(43)

注 1(4)①の表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数					F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分(注4)	④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)					
鳥取県	3 (3)	5,331.0 (5,093.0)	43 (48)	0 (0)	91 (74)	1 (1)	0 (0)	177.5 (170.5)	24.0 (16.0)	3.33 (3.35)	3 (3)	100.0 (100.0)
全国	167 (168)	375,748.0 (361,319.0)	2,555 (2,536)	666 (627)	5,336 (5,065)	483 (499)	43 (34)	11,375.0 (11,030.5)	1,081.5 (1,041.5)	3.03 (3.05)	148 (150)	88.6% (89.3)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
鳥取県	177.5 (170.5)	43 (48)	0 (0)	32 (30)	1 (1)	0 (0)	118.5 (126.5)	8.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	9 (6)	0 (0)	0 (0)	9.0 (6.0)	3.0 (0.0)	50 (38)	0 (0)	0 (0)	50.0 (38.0)	13.0 (10.0)
全国	11,375.0 (11,030.5)	2,546 (2,527)	286 (294)	2,912 (2,890)	404 (422)	25 (23)	8,504.5 (8,460.5)	494.0 (441.5)	9 (9)	4 (5)	256 (233)	79 (77)	0 (0)	317.5 (294.5)	70.5 (83.5)	2,168 (1,942)	376 (328)	18 (11)	2,553.0 (2,275.5)	517.0 (516.5)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
鳥取県	機関 28 (27)	人 9,967.0 (9,298.0)	人 55 (54)	人 20 (12)	人 152 (148)	人 9.0 (6.0)	人 4.0 (2.0)	人 288.5 (272.0)	人 35.0 (18.0)	% 2.89 (2.75)	機関 23 (25)	% 82.1 (92.6)
全国	2,470 (2,488)	1,456,454.5 (1,363,140.5)	8,592 (8,451)	2,021 (1,766)	19,150 (18,049)	1,253 (1,219)	321 (214)	39,142.0 (37,433.5)	3,976.5 (3,626.5)	2.69 (2.75)	1,716 (1,769)	69.5 (71.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
鳥取県	288.5 (272.0)	55 (54)	2 (1)	66 (70)	6 (5)	3 (2)	182.5 (182.5)	14.0 (4.0)	0 (0)	3 (2)	17 (16)	3 (1)	0 (0)	21.5 (18.5)	4.5 (3.0)	69 (62)	15 (9)	1 (0)	84.5 (71.0)	16.5 (11.0)
全国	39,142.0 (37,433.5)	8,463 (8,335)	698 (683)	10,424 (10,320)	1,018 (997)	155 (117)	28,634.5 (28,230.0)	1892.0 (1818.0)	129 (116)	39 (46)	1,348 (1,244)	235 (222)	11 (13)	1,768.0 (1,639.5)	286.5 (256.5)	7,378 (6,485)	1,284 (1,037)	155 (84)	8,739.5 (7,564.0)	1,799.0 (1,552.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】地方公共団体等における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人員

	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしやく機能障害	肢体不自由					内部障害							
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
県の機関	76	1	1	6	0	8	25	3	3	3	13	10	0	1	1	0	1	
市町村の機関	132	3	4	16	1	15	30	7	15	4	20	12	0	2	0	3	0	
教育委員会	57	7	0	13	0	5	12	1	2	0	10	2	0	4	0	0	1	
独立行政法人等	15	1		0	1			5						8				

(3) 公的機関の各機関の状況

令和7年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,822.5	134.5	3.52	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	1,202.5	34.0	2.83	0.0	
鳥取県警察本部	306.0	9.0	2.94	0.0	
鳥取県教育委員会	5,772.5	156.5	2.71	0.0	
鳥取市	2,428.0	78.5	3.23	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市	1,423.5	41.5	2.92	0.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市	762.5	23.0	3.02	0.0	特例認定あり(注4⑥)
境港市	368.5	11.5	3.12	0.0	特例認定あり(注4⑤)
岩美町	314.5	8.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4③)
若桜町	154.0	1.5	0.97	2.5	
智頭町	204.5	6.0	2.93	0.0	
八頭町	416.5	11.0	2.64	0.0	
三朝町	108.5	2.5	2.30	0.5	
北栄町	356.0	12.0	3.37	0.0	
湯梨浜町	376.5	11.0	2.92	0.0	
琴浦町	367.5	11.0	2.99	0.0	
日吉津村	108.5	3.0	2.76	0.0	
大山町	458.0	14.0	3.06	0.0	
南部町	239.0	7.0	2.93	0.0	
伯耆町	228.5	5.5	2.41	0.5	
日南町	171.5	6.0	3.50	0.0	
日野町	70.5	1.0	1.42	0.0	
江府町	113.5	3.0	2.64	0.0	
鳥取市水道局	110.5	3.0	2.71	0.0	
米子市水道局	153.0	4.0	2.61	0.0	
鳥取市立病院	406.5	8.0	1.97	3.0	注5
国民健康保険智頭病院	144.0	4.5	3.13	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院	189.5	5.0	2.64	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	76.0	1.0	1.32	1.0	
日野病院組合	122.0	3.0	2.46	0.0	
鳥取県西部広域行政管理組合	49.0	2.0	4.08	0.0	
日野町教育委員会	46.5	1.0	2.15	0.0	
鳥取大学	2,487.5	58.0	2.33	11.0	
鳥取県産業技術センター	66.0	1.0	1.52	0.0	
鳥取環境大学	103.0	4.0	3.88	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。

②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。

③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

④鳥取市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と、令和2年7月31日付けで、鳥取市監査委員事務局と特例認定を受けている。

⑤境港市は、平成29年4月3日付けで、境港市教育委員会と特例認定を受けている。

⑥倉吉市は、平成31年2月15日付けで、倉吉市教育委員会と、令和2年11月25日付けで、倉吉市上下水道局と特例認定を受けている。

5 鳥取市立病院は、令和7年12月1日現在において、障害者の数11人、実雇用率2.72%、不足数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 5%
 - （40.0人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …………… 2. 8%
 - 〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 8%
- （36.0人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 7%
- （37.5人以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

ハローワーク鳥取 各種相談コーナー

★皆様を支援させていただく専門のコーナーがございます。

・お仕事探しに関する様々な相談をすることができます。お気軽にご相談ください。

◇担当者制による個別相談 ◇求人情報の提供 ◇応募書類の添削 ◇面接支援など

わかもの支援コーナー

正社員での就職を希望する概ね **34** 歳以下（新規学卒者・正社員在職者を除く）の方へ適正検査、就職後のフォローアップ等充実した支援を行います。

35 歳からの就職サポートコーナー

（就職氷河期・ミドル世代専門窓口）

正社員での就職を希望する概ね **35** 歳以上 **59** 歳以下の方で、正社員雇用の機会に恵まれなかった方へ伴走型個別支援を行います。

生涯現役支援コーナー

概ね **60** 歳以上のシニア世代の方の就労支援を行います。

また、年金受給等を含めた職業生活設計に係る相談も行います。

就職支援サービスコーナー

医療・福祉、建設、運輸、警備分野への就職を希望する方への支援を行います。

職場見学や関連機関と協力し、セミナーや相談会等も実施します。

職業訓練(ハロートレーニング)窓口

希望の就職実現のために技能等を高める必要がある場合にご相談ください。

訓練コースのご案内、申込受付、訓練受講中や終了後も就職支援を訓練機関とともに行います。

専門相談部門（2F）

障がいのある方、新規学校卒業予定の方、既卒3年以内の方などの就職から職場定着に関する様々な相談・支援を行います。

マザーズコーナー（2F）

子育てをしながら就職を希望される方や、仕事と家庭の両立を目指す方の支援を行います。

キッズスペースや授乳スペース、ベビーベッドを備えており、保育士（9：00～16：00、月15日）も待機しています。

早期就職支援コーナー（3F）

主には雇用保険受給資格のある方向けのコーナーです。

早期（概ね3ヶ月以内）の再就職を目指し、担当者制で自己理解から求人を選定、応募書類の作成までトータルに支援を行います。

令和7年労働災害発生状況（速報）

令和8年1月末現在 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署			
	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)	令和7年	令和6年	増減数	増減率(%)
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全産業	(7) 615	(1) 613	2	0.3	(1) 201	(1) 210	-9	-4.3	(4) 307	292	15	5.1	(2) 107	111	-4	-3.6
うち新型コロナを除く	(7) 559	(1) 490	69	14.1	(1) 165	(1) 155	10	6.5	(4) 295	241	54	22.4	(2) 99	94	5	5.3
製造業	112	97	15	15.5	32	32	0	0.0	63	53	10	18.9	17	12	5	41.7
木材・木製品・家具装備品製造業	8	5	3	60.0	1	2	-1	-50.0	6	3	3	100.0	1	0	1	*
鉄鋼・金属製品製造業	11	5	6	120.0	6	2	4	200.0	4	2	2	100.0	1	1	0	0.0
機械器具製造業	15	15	0	0.0	5	7	-2	-28.6	6	5	1	20.0	4	3	1	33.3
食料品製造業	44	40	4	10.0	8	6	2	33.3	31	30	1	3.3	5	4	1	25.0
上記以外の製造業	34	32	2	6.3	12	15	-3	-20.0	16	13	3	23.1	6	4	2	50.0
建設業	(2) 59	84	-25	-29.8	18	42	-24	-57.1	(2) 30	29	1	3.4	11	13	-2	-15.4
土木事業	(1) 22	29	-7	-24.1	7	10	-3	-30.0	(1) 13	12	1	8.3	2	7	-5	-71.4
建築事業	17	39	-22	-56.4	4	24	-20	-83.3	8	12	-4	-33.3	5	3	2	66.7
木造家屋建築事業	4	15	-11	-73.3	2	10	-8	-80.0	1	4	-3	-75.0	1	1	0	0.0
その他の建築事業	13	24	-11	-45.8	2	14	-12	-85.7	7	8	-1	-12.5	4	2	2	100.0
その他の建設業	(1) 20	16	4	25.0	7	8	-1	-12.5	(1) 9	5	4	80.0	4	3	1	33.3
運輸交通業	71	(1) 48	23	47.9	25	(1) 13	12	92.3	41	26	15	57.7	5	9	-4	-44.4
道路貨物運送業	64	(1) 45	19	42.2	21	(1) 12	9	75.0	40	25	15	60.0	3	8	-5	-62.5
その他の運輸交通業	7	3	4	133.3	4	1	3	300.0	1	1	0	0.0	2	1	1	100.0
林業	10	13	-3	-23.1	4	6	-2	-33.3	6	5	1	20.0	0	2	-2	-100.0
その他の事業	(5) 363	371	-8	-2.2	(1) 122	117	5	4.3	(2) 167	179	-12	-6.7	(2) 74	75	-1	-1.3
卸・小売業	(1) 84	70	14	20.0	27	22	5	22.7	44	34	10	29.4	(1) 13	14	-1	-7.1
飲食店	19	16	3	18.8	4	4	0	0.0	12	10	2	20.0	3	2	1	50.0
清掃業・ビルメンテナンス業	22	21	1	4.8	8	4	4	100.0	7	10	-3	-30.0	7	7	0	0.0
旅館・ホテル業	(1) 14	11	3	27.3	1	2	-1	-50.0	8	6	2	33.3	(1) 5	3	2	66.7
保健衛生業	152	187	-35	-18.7	62	71	-9	-12.7	61	80	-19	-23.8	29	36	-7	-19.4
通信業・金融業等	6	8	-2	-25.0	3	3	0	0.0	0	5	-5	-100.0	3	0	3	*
上記以外のその他の事業	(3) 66	58	8	13.8	(1) 17	11	6	54.5	(2) 35	34	1	2.9	14	13	1	7.7

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

安全衛生のメッセージ
危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔（中央労働災害防止協会 令和8年標語）